



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

高城 貞晶

1. はじめに

正副会長の活動状況を執筆している2022年12月初旬、2022FIFAワールドカップにおいて、日本、スペイン、ドイツおよびコスタリカを含むグループEから日本が見事に決勝トーナメントに進出しました。開催地カタールとの時差のために日本時間の深夜や明け方に試合が行われたので、眠い目をこすりながら過ごした方も多かったのではと思います。ボールを支配する時間が短い試合で勝利し（vsドイツ、vsスペイン）、長い試合で敗北する（vsコスタリカ）という試合内容でしたので、久しぶりにドキドキ感を味わうことができました。

さて、本誌が発行される2月は本年度終了も見えてくる時期ですが、まだまだ不慣れなことも多く、会務活動が多岐にわたることも相まって、副会長としての活動もドキドキの連続です。委員の先生方および事務局の皆様を支えられながら、なんとかここまで進めてこられていると感謝いたします。任期満了まで少しでも多くの利益を会員に還元できるよう会務活動を続けたいと考えております。

2. 会務報告

今年度、私の担当する組織は、貿易円滑化対策委員会、特許制度運用協議委員会、情報企画委員会、経営基盤強化委員会、知財活用検討委員会および九州会です。これらの委員会等のそれぞれについて、活動状況を簡単にご紹介いたします。

(1) 貿易円滑化対策委員会

模倣品対策や各国税関での水際対策に関する情報収集および会員へのフィードバックを行っています。また、財務省関税局等と交流を図るとともに、国際知的財産フォーラム（IIPPF）、日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）、コンテンツ海外流通促進協会

（CODA）、世界税関機構（WCO）等の各種団体とも双務的関係を構築しております。

コロナ禍はECサイトの利用をさらに促進させていますが、反面、ECサイトにおける商標権、著作権等の侵害事案も多くなっています。それぞれのECサイトにおける申請窓口や連絡先など、知財トラブルに対応するための情報を一元的に取り纏めて電子フォーラムに「Eコマース知財トラブル対応表」として掲載する活動も行っております。

令和4年10月1日に施行された改正関税法によって、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品（商標権・意匠権を侵害するもの）が「輸入してはならない貨物」として税関の取締り対象となりました。これにより、個人で使用する場合であっても、海外の通販サイトで商品を購入した場合など、海外の事業者から送付される物品が模倣品である場合には税関による没収の対象となります。海外の通販サイトのみならず、国内の通販サイトで購入した商品であっても、海外から直接送付される場合もあるため注意が必要です。これらの情報提供を行うセミナー等も開催します。

(2) 特許制度運用協議委員会

主には、特許制度運用の改善等に関して関係機関と会合を持ち、日本弁理士会として、会員にとって利用しやすい制度運用を協議する活動を行っています。ペーパーレスニュースのメール配信や対庁協議集の更新等において当委員会の活動を身近に感じられている会員も多いかと存じます。もっとも、それに止まらず、特許庁の様々なセクションとの間で意見交換等を頻繁に行ってもおりますので、忙しい委員会の一つです。担当副会長の役割は、特許制度運用協議委員会の活動が円滑に進むようにフォローすることと考えておりますが、委員の知識の方がはるかに多く、委

員会のこれまでの活動実績も豊富であることから、非常に頼もしく感じる委員会です。

(3) 情報企画委員会

会内業務のデジタル化の検討、弁理士ナビの改善点の検討等を行っています。会員の個人情報や事務所情報、会費支払状況等を管理している会員情報管理システムの改善検討等も行っております。コロナ禍によって世の中のデジタル化・ペーパーレス化は加速度的に進んでおり、日本弁理士会も遅れをとることはできません。もっとも、実際に作業を進めると、検討すべき事項が多くかつ細かく、事務局とも頻繁に連絡を取り合う必要もあり、予想に反してかなり煩雑な作業が待っておりました。一つ一つ着実にかつ迅速にデジタル化を推進していく所存です。

(4) 経営基盤強化委員会

弁理士会会員事務所の経営の強化や弁理士の業務環境の改善のための方策の検討・実行を主な活動としています。中長期的な観点から事務所運営の効率化について検討頂いており、中小規模の特許事務所における事務業務の効率化、経営改善、一人法人の経営のあり方など、様々な視点からの検討がなされています。また、継続的な重要事業として、本年度もセミナー等を通じた事務所承継に関するマッチング事業に対応頂いております。さらに、これまでのマッチング事業を契機として行われた事業承継等を会員に紹介することによって、事務所運営に有益な情報を会員にフォードバックすることも検討されております。

(5) 知財活用検討委員会

知財活用検討委員会は、昨年度新設された委員会です。裁判における知財紛争処理のほか、裁判外(ADR)

における知財紛争処理、ライセンス契約など、知財活用の様々な場面において弁理士の活躍が期待されています。今年度の知財活用検討委員会は、「知財訴訟における課題の抽出と対策の検討及び提言」、「知財訴訟以外の知財紛争処理システムの活用方法に関する調査、検討及び提言」などについて検討しております。また、日本弁理士会は、日本弁護士連合会と共同で日本知的財産仲裁センターを運営しています。知財活用検討委員会は、日本知的財産仲裁センターの運営をバックアップする組織としての役割も果たします。日本知的財産仲裁センターによる仲裁や調停がこれまで以上に活用されるように活動しております。

(6) 九州会

今年度は、副会長は、原則として1つ以上の地域会を担当しており、私は、九州会担当を仰せつかっています。ここまで、九州経済産業局および九州農政局とのオンラインでの意見交換、中小機構九州および九州経済産業局への訪問など、九州における関係各所と緊密にやりとりをしております。また、知財に詳しい佐賀県知事の上京にあわせて面会する機会が設けられ、夏場に佐賀県で開催されたイベントでは佐賀県知事とともに会長も登壇されました。関東・関西・東海の三大地域会に比べると会員数が少なく、マンパワーに欠ける悩みがございますが、熱をもって活発に活動して頂いているのが九州会です。

3. 最後に

本稿が掲載されるパテント2月号が発行される頃には、4月からはじまった副会長の任期も最終段階になります。残りの期間、副会長の職責を全力で全うする所存ですので、引き続き、ご指導・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。